

## 「核の脅威削減に向けて」連続講座シリーズ

### 第2回 「核兵器禁止条約を考える：日本の対応をめぐって」

日時： 2018年5月27日（日） 14：00～16：00

場所： 明治学院大学白金キャンパス 3号館地下1階3101教室

共催： 日本パグウォッシュ会議/明治学院大学国際平和研究所（PRIME） /

世界平和宗教者会議（WCRP）日本委員会共催

講師：

朝長万左男氏（日赤長崎原爆病院名誉院長、日本パグウォッシュ会議諮問会議委員）

川崎哲氏（ピースボート共同代表、ICAN国際運営委員、日本パグウォッシュ会議会員）

#### プログラム

14：00 開会挨拶 鈴木達治郎 日本パグウォッシュ会議代表

14：05 共催挨拶 中村憲一郎 立正佼成会常務理事

14：10 各講師による講演

15：00 休憩

15：10 パネル討論と質疑応答（司会：鈴木達治郎、2人の講師によるパネル）

15：55 閉会挨拶 高原孝生 PRIME所長

16：00 閉会

# 「核の脅威削減に向けて」連続講座シリーズ第2回 「核兵器禁止条約を考える： 日本の対応をめぐって」

本連続講座は、日本パグウォッシュ会議の専門家を中心に、内外の専門家を招待して、一般市民向けに、核をめぐる最近の情勢と、今後核の脅威を削減している具体的な選択肢について、わかりやすく解説を行い、市民との対話を通じて、今後の対策を考えていく連続講座です。

第2回は、昨年7月7日に歴史的な採択をされた「核兵器禁止条約」。この採択に大きな貢献を果たされたお二人、日赤長崎原爆病院名誉院長 朝長万左男教授（日本パグウォッシュ会議諮問会議委員）と核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN、2017年ノーベル平和賞受賞）国際運営委員の川崎哲さんにご登壇いただきます。お二人に、核兵器禁止条約の持つ意味と主に日本政府の対応について、お話しをいただき、市民の方々と対話の機会を設けたいと思います。

講師：

**朝長万左男氏**

(日赤長崎原爆病院名誉院長、  
日本パグウォッシュ会議諮問会議委員)

**川崎哲氏**

(ピースボート共同代表、  
ICAN国際運営委員、  
日本パグウォッシュ会議会員)

2018年

**5月27日(日)**

**14:00~16:00**

会場：明治学院大学

白金校舎3号館

地下1階3101教室

☆事前申込・参加費：不要

共催：明治学院大学国際平和研究所  
日本パグウォッシュ会議  
世界宗教者平和会議日本委員会

※なお、第3回～第4回の連続講座の予定は下記の通りです。

第3回：2018年7月13日（金） 「核の脅威とプルトニウム問題」

第4回：2018年9月頃 公開シンポジウム 「核の脅威削減に向けて」（仮題）

お問い合わせ

明治学院大学国際平和研究所（PRIME） ■TEL：03-5421-5652 ■FAX：03-5421-5653

■URL：<http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/> ■E-MAIL：[prime@prime.meijigakuin.ac.jp](mailto:prime@prime.meijigakuin.ac.jp)

また、日本パグウォッシュ会議 [pugwash-japan-office@googlegroups.com](mailto:pugwash-japan-office@googlegroups.com)

「核の脅威削減に向けて」連続講座シリーズ  
 日本バグウォッシュ会議/明治学院大学国際平和研究所（PRIME）共催  
 後援：世界平和宗教者会議日本委員会  
 第2回  
 平成30年5月27日 明治学院大学

## 日本政府に対する賢人会議の提言

効果的な核軍縮への橋渡し－2020年NPT運用検討会議のための提案  
 （平成30年3月29日発表、河野太郎外務大臣へ報告）

日本赤十字社長崎原爆病院・名誉院長  
 「核軍縮の実質的進展のための賢人会議」委員  
 朝長万左男

## 現状認識：分断された世界のための共通目標の模索

### 1. 核軍縮二つの潮流の対立

- ・核抑止政策をとる国（拡大抑止の国）：戦略環境の悪化、核抑止が安全保障に資する
- ・非核兵器国、ヒバクシャを含む市民社会：悲惨な人道的結末、即時の核廃絶の追究

2017.7.7 核兵器禁止条約（TPNW）採択（未発効）

### 2. 核軍縮の停滞

- ・許容できない核秩序の崩壊
- ・NPT第6条に基づく「核なき世界の追求」は共通利益
- ・立場の違いを認め、なくすための共通基盤の形成：礼節、多様な意見の尊重（信頼醸成）

### 3. 橋渡し措置の取り組み

- ・NPTの運用検討プロセスで、異なるアプローチの収斂を目指す：NPT PrepComにおいて

## 前提：核軍縮・不拡散（NPT）体制の維持

- ・73年にわたる「核の不使用」= “いかなる状況においても2度と核兵器を使用しない”規範
- ・NPTは「核兵器のない世界」の共通目標を前進させる中心的存在
- ・NPTの維持=全加盟国は過去の核廃絶へのコミットメントを継続し、運用プロセスの諸合意を実現
- ・中東非大量破壊兵器地帯に関する会議の早期開催：核と化学兵器
- ・CTBTの完全批准=核実験の不実行の規範化
- ・米ロの軍備管理枠組みは核軍備と脅威削減の基礎=さらなる新STARTの延長（5年）
- ・JCPOA（イランに関する包括的共同作業計画）の完全遵守：米国の離脱問題（実際に離脱）
- ・北朝鮮の核・弾道ミサイル開発危機=平和的解決、検証可能かつ不可逆的「朝鮮半島の非核化」

## 橋渡しへの取り組み（I）

### 1. NPT運用検討プロセスの強化

全締約国の当事者意識表明、橋渡し案の提案（第2回PrepCom）、無条件の自発的取り組み

第3回PrepCom：核兵器国との核軍縮に向けての現実的・実践的措置についての情報提供

その後、核兵器国と、その他の加盟国と市民社会の双方向議論

橋渡し役の具体的取り組みのアウトライン

- 1) 脅威とリスクの削減、2) 核軍縮に伴う安全保障上の懸念への対処、
- 3) 信頼性と透明性を高める（核弾頭削減、核ドクトリン、核政策面の透明性などの措置）

### 2. 橋渡しの基盤としての信頼醸成措置

核兵器国（拡大抑止国）国際安全保障政策における核兵器の役割低減に真剣に取り組む

核兵器国は、安保理決議984号（非核兵器国と非核兵器地帯条約加盟国への消極的安全保障）へのコミットメント強化

## 橋渡しの取り組み（II）

### 3. 異なるアプローチを収斂させるための基盤作り

- (1) 核軍縮の問題点：現在、安全保障を促進し、検証と強制の可能な核軍縮についての共通理解がない。
- (2) 核軍縮の監視、検証、遵守のメカニズム構築：信頼醸成に必要なステップ
  - ・核兵器解体後、核物質の監視と検証について、相互に協力し、その方法をNPTの運用会議に報告する。
  - ・NPT 1条と2条に反する微細な情報の開示なしにできる検証活動を国連において研究、協議し、検討会議に報告。
  - ・法的拘束力のある義務の遵守を保障し、核軍縮が効果的かつ恒久的との自信を持つため強制の保障
  - ・高濃縮ウラン、兵器用プルトニウムの管理は核軍縮に不可欠。各国はその生産を終了する、  
しない国は説明義務あり。
  - ・核物質のストックについて最高基準の防護と危機管理の保障。
  - ・余剰の核物資（核兵器から）の不可逆的な検証可能な廃棄のための技術の開発
  - ・「核兵器なき世界」の実現には、検証、核兵器製造のための使用についての保障措置、破棄について  
合意する法的拘束力のある体制、が必要。

## 安全保障と軍縮にある「困難な問題」に取り組む

- ・核抑止の効用について国家間に根本的相違がある。相違を受け入れた上で調整
  - 核抑止は安定を促進する場合もあるが、長期的な安全保障には危険、  
すべての国はより良い解決策を追究しなければならない。
- ・核戦争には勝者ではなく、戦われてはならない。
- ・議論に礼節を取り戻すこと。礼節なしの協力はありえない。
- ・核戦争を遂行するドクトリンを控える。
- ・核兵器使用の脅威による威圧的行動を控える。
- ・橋渡し国は誠実な「対話のための場」を立ち上げる。
  - 1) 効果的なベンチマーク Minimization Pointなど核軍縮のプロセスや枠組みの創出。
  - 2) 以下の「困難な問題」のアジェンダを作り、全ての国の共通基盤を創る
    - (1) 自衛権の問題：國家の危急存亡の時、限定的核威嚇/核使用を予想すること。  
：このとき、国際人道法、核爆発の人道的結果、文民・非戦闘員・環境の保護を考慮しながら。
    - (2) 国際の平和と安全を保持しつつ「核なき世界」の実現に当たって、人間の安全保障を  
担保する。
  - 3) 核軍縮が直面している「究極のジレンマ」の解決を追求する。  
すなわち、すべての国の安全を保障しながら、レジームの下での義務の遵守と  
適時の強制を両立させる。

## 賢人会議の提言を実行すべき 日本政府の課題（私案）

実行の場：国連の会議と日本独自の会議

- 1) NPT運用会議：第2回PrepCom、第3回PrepComへの提案
- 2) 日本独自に国際フォーラムを開催（広島・長崎が最適）  
アプローチの異なるグループを招いて
- 3) 橋渡し役の国のグループを形成：カンファランスの開催
- 4) 中・長期的実行案の提言を継続し、NPT運用プロセスに還元

実行の目標：異なるアプローチの収斂（分断を超える相互補完体制へ）

- 5) 究極的にはNPT全締約国のTPNW加盟の方向性が生まれる。  
これによって核軍縮が具体的に進捗する。

# **Building Bridges to Effective Nuclear Disarmament**

**Recommendations for the 2020 Review Process  
for the Treaty on the Non-Proliferation of  
Nuclear Weapons (NPT)**



**GROUP OF EMINENT PERSONS**  
for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament

## **Building Bridges to Effective Nuclear Disarmament**

### **Recommendations for the 2020 Review Process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)**

#### **Group of Eminent Persons on the Substantive Advancement of Nuclear Disarmament**

##### **I. In Search of a Common Goal for a Divided World**

1. The vision for a world without nuclear weapons has become blurred and needs to be refocused. Two opposing trends in disarmament have come into sharper relief. Deepening concerns over the deteriorating strategic environment impel some states to reaffirm reliance on nuclear deterrence in the belief that nuclear deterrence benefits national and international security and stability and prevents a major war. At the same time, other states and civil society groups, including *hibakusha*, seek the total elimination of nuclear weapons without further delay, based on deep concerns about the risks of catastrophic humanitarian consequences of nuclear use, as reflected in the adoption of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons (TPNW). This divide has deepened and become so stark that states with divergent views have been unable to engage meaningfully with each other on key issues.
2. The Group of Eminent Persons strongly believes that the stalemate over nuclear disarmament is not tenable. Whatever the disagreements expressed by states regarding the NPT process and the TPNW, it is not in any state's interest to allow the foundation of the global nuclear order to crumble. Rather, it is a common interest of all states to improve the international security environment and pursue a world without nuclear weapons in line with Article VI of the NPT. The international community must move urgently to narrow and ultimately resolve its differences. Civility in discourse and respect for divergent views must be restored to facilitate a joint search for a common ground for dialogue, where all parties even though they might have different perspectives can work together to reduce nuclear dangers.
3. Against this backdrop, the Group recommends that states should, with a sense of urgency, undertake the bridge-building measures prescribed in Part II. This is necessary to re-energize nuclear disarmament and non-proliferation during this cycle of the NPT review process, enhance the process itself and lay the ground for converging different approaches.

**Premises for upholding the nuclear non-proliferation and disarmament regime**

4. The norm of non-use of nuclear weapons, which is backed by the 73-year practice of non-use, must be maintained by all means.
5. The NPT remains central to advancing our common goal of a world without nuclear weapons.
6. To preserve the NPT, all states parties should fulfill their joint commitment to the ultimate total elimination of nuclear weapons, and to the implementation of the Decisions on Principles and Objectives and Strengthening the Review Process of 1995 and the Final Documents of 2000 and 2010. Based on the resolution adopted in 1995 and Action Plan agreed in 2010, the concerned regional actors and co-sponsors/conveners – the Russian Federation, the United Kingdom, and the United States – in close communication with interested states parties to the NPT and the United Nations, should work to convene as soon as possible a conference on the Middle East Zone Free of Nuclear Weapons and other Weapons of Mass Destruction to be attended by all states of the region of the Middle East.
7. The Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT) plays a critical role in reinforcing the norm of non-testing, preventing nuclear proliferation, and contributing to nuclear disarmament. The Group urges the remaining Annex II States to sign and/or ratify the treaty without further delay and calls upon all states to refrain from nuclear testing. All states should make extra efforts to maintain the effectiveness of the treaty's verification mechanisms and the Provisional Technical Secretariat and ensure adequate funding.
8. The Russia-US nuclear arms control framework constitutes a fundamental basis for the global nuclear arms and threat reduction effort. The Group urges the Russian Federation and the United States to spare no effort to re-engage and to rehabilitate the framework to secure further reductions in nuclear forces. The most urgent task is the extension of the New Strategic Arms Reduction Treaty (New START) for five years.
9. Full compliance by all parties with all elements of the Joint Comprehensive Plan of Action (JCPOA) is essential to the integrity of the nuclear non-proliferation regime. All stakeholders should continue to support full implementation of the JCPOA, which is underpinned by United Nations Security Council Resolution (UNSCR) 2231.

10. Catastrophic consequences from the North Korean nuclear and missile crisis must be prevented. All stakeholders are urged to make every effort to resolve the problems through peaceful means, and to achieve the complete, verifiable and irreversible denuclearization of the Korean Peninsula.

## **II. Bridge Building Actions**

11. A range of activities to build bridges across the nuclear disarmament divide should be designed to yield a clear common vision for achieving a world without nuclear weapons. “Bridge builders” should consider developing an agenda that requires diverse states to openly address the fundamental issues and questions that create the divide, so that possible pathways to common ground can be identified and concrete effective steps toward nuclear disarmament can be taken. In particular, despite their diverging approaches to achieving nuclear disarmament, the common commitment of nuclear-weapon states and non-nuclear-weapon states to the objective of the NPT offers a useful point of departure for bridge-building. The Group recommends the following actions with the recognition that governments along with civil society organizations can jointly play effective roles.

### **Enhancing the implementation of the NPT review process**

12. All NPT states parties should demonstrate ownership of their treaty – in statements but also by making concrete and practical suggestions. These could be unconditional voluntary actions, reports on treaty implementation and bridge-building proposals that demonstrate states’ commitments during the review cycle.
13. National reports can be better utilized in the NPT strengthened review process. In particular, it would be useful to convene a session at the third PrepCom, at which nuclear-weapon states explain their national reports, followed by an interactive discussion with other states parties and civil society participants. Information on steps towards nuclear disarmament envisaged by the nuclear-weapon states in the step-by-step approach would be helpful.
14. “Bridge builders” could take initiatives in fostering a dialogue, involving both nuclear-armed states and non-nuclear-weapon states, to improve understanding of and develop enhanced transparency measures intended to: (1) contribute effectively to threat reduction and risk reduction; (2) address security concerns incurred during the process of nuclear disarmament; and (3) improve confidence and trust among all types of states – nuclear-armed states, states under extended nuclear deterrence and TPNW proponent states. The dialogue could address relevant issues, such as concrete measures for reduction, transparency about doctrine, and the policy

dimensions of nuclear arsenals, through interactive discussions rather than repetitive statements. In addition, the dialogue should review the content, format, and cost of national reports.

#### **Confidence-building measures as a foundation for bridge building**

15. Nuclear-armed states, in cooperation with states under extended nuclear deterrence arrangements, should find ways to reduce the role of nuclear weapons in national security policies.
16. Nuclear-weapon states should strengthen negative security assurance commitments enshrined in UN Security Council Resolution 984 to NPT non-nuclear-weapon states and states parties to treaties on nuclear-weapon-free zones. Those who are not able to do it should explain why. Nuclear-weapon states also should consider how to best utilize declaratory policies for confidence-building, including suggesting ways that would allow more empirical assessments that stated declaratory policies are actually operative.

#### **Preparing the ground for convergence of different approaches**

##### **A) Identifying elements of nuclear disarmament**

17. There currently exists no widely shared understanding of what security-enhancing, verifiable and enforceable nuclear disarmament should entail. The international community will not be able to decide on and implement nuclear disarmament without more clarity on what it will require. States that rely on nuclear deterrence – directly or through alliances – and states that support immediate prohibition should take up this challenge in the NPT process as well as through other forums.

##### **B) Intensifying efforts to develop monitoring, verification and compliance mechanisms**

18. Development of effective monitoring, verification and compliance mechanisms is necessary for the achievement of nuclear disarmament. The process of developing such means should in itself help build confidence among nuclear-armed states and between nuclear-armed states and non-nuclear-weapon states.
19. Several initiatives are currently being undertaken by individual states and groups of states, including nuclear-weapon states and non-nuclear-weapon states, to investigate technologies, techniques and methodologies to ensure effective monitoring and verification of nuclear disarmament. Reliable, cost-effective technologies that provide a high level of confidence without disclosure of sensitive information to non-nuclear-weapon states should be the goal. Current efforts should be continued and afforded the necessary resources. Ideally, there should be

collaboration among current initiatives to help accelerate progress, with regular reports to the NPT review process. All states should begin to consider how they might contribute to monitoring and verification.

20. A technical study under the auspices of the UN should be undertaken that would ascertain the possibility of conducting verification activities without disclosure of sensitive information (such disclosure would run counter to the provisions of Articles I and II of the NPT), and lay the ground for further efforts to develop nuclear disarmament verification mechanisms involving all interested NPT states parties.
21. An even greater challenge than ensuring effective monitoring and verification is to design and agree on measures to ensure compliance by states with their legally binding obligations, including the use of enforcement measures, when non-compliance occurs. Among the worst-case scenarios that must be confronted is the “breakout” of a state from a nuclear-weapon-free world by acquiring a nuclear weapon or weapons. To give all states the confidence that nuclear disarmament will be effective and durable, agreed mechanisms must be created to ensure timely enforcement. Research into this relatively neglected but vital subject should be accelerated both by governments and civil society, and results shared in the NPT review process.
22. The control of weapons-usable fissile material – highly enriched uranium (HEU) and weapons-usable plutonium – is both a near term imperative and a prerequisite for disarmament. States are encouraged to end production of fissile material for nuclear weapons; those that continue to produce such material are encouraged to clarify what prevents them from stopping.
23. In this regard, all states should:
  - a) Ensure the highest standards of physical protection and security for existing stocks of such material; and
  - b) Work cooperatively to develop widely accepted techniques for the irreversible and verifiable disposition of excess ex-weapons fissile material.
24. A world free of nuclear weapons will require an agreed, legally-binding global regime that regulates production, provides verifiable accounting of existing material, provides adequate safeguards against its use in nuclear weapon, and disposes of it in an irreversible and verifiable manner. This regime should include effective provisions to ensure that HEU used in nuclear-powered warships or civilian uses cannot be diverted to weapons use. All states

possessing HEU or weapon-usable plutonium should work toward developing the characteristics of such a regime.

C) Setting a nuclear disarmament agenda that addresses hard questions about the relationship between security and disarmament

25. There are fundamental differences within and between states regarding the utility of nuclear deterrence. The existence of these differences needs to be accepted and addressed constructively if they are then to be reconciled in a way that will make the elimination of nuclear arsenals possible. Proponents and opponents of nuclear deterrence must persist in bridging their differences. Although nuclear deterrence may arguably enhance stability in certain environments, it is a dangerous long-term basis for global security and therefore all states should seek a better long-term solution.

26. Meanwhile, all states should:

- a) Reaffirm the understanding that nuclear war cannot be won and should never be fought; and
- b) Restore civility in discourse, without which there is no cooperation.

27. In addition, nuclear-armed states should:

- a) Eschew any nuclear war-fighting doctrine; and
- b) Refrain from coercive action based on the threat of use of nuclear weapons;

28. “Bridge builders” should launch honest dialogue that:

- a) Seeks to design a disarmament process or framework with effective measures and benchmarks;
- b) Aims to establish common ground for all states by setting an agenda comprised of hard questions that: (1) address the right of self-defense, which under extreme circumstances of national survival could envisage the possibility of limited threat of use or use of nuclear weapons, mindful of international humanitarian law, taking into account the humanitarian consequences of nuclear weapons and protection of civilians, non-combatants and the environment; and (2) ensure that human security is considered in designing a world free of nuclear weapons, while preserving international peace and security; and
- c) Seeks solutions to the ultimate dilemma facing nuclear disarmament: how to guarantee the security of all states by ensuring compliance with the obligations under such a regime, including timely enforcement when other measures fail to achieve compliance.



## GROUP OF EMINENT PERSONS

for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament

### <Member List >

- **Takashi Shiraishi (Chair)** President, Institute of the Asian Economic Studies, Japan  
External Trade Organization (JETRO)
- **Setsuko Aoki** Professor , Keio University
- **Masahiko Asada** Professor, Kyoto University
- **Linton F. Brooks** Former Administrator, National Nuclear Security Administration
- **Tim Caughley** Non-Resident Senior Fellow, UNIDIR
- **Trevor Findlay** Senior Research Fellow, Department of Social and Political Sciences,  
Faculty of Arts, University of Melbourne
- **Angela Kane** Former UN High Representative on Disarmament Affairs
- **Mahmoud Karem** Former Ambassador of Egypt to Japan, Former Member of UNSG's  
Advisory Board on Disarmament Matters
- **Anton Khlopkov** Director of Center for Energy and Security Studies (CENESS)
- **Yasuyoshi Komizo** Chairperson, Hiroshima Peace Culture Foundation
- **George Perkovich** Ken Olivier and Angela Nomellini Chair / Vice President for Studies,  
Carnegie Endowment for International Peace
- **Tariq Rauf** Former Head of Verification and Security Policy Coordination Office,  
IAEA
- **Shen Dingli** Professor and Associate Dean, Institute of International Studies, Fudan  
University
- **Bruno Tertrais** Deputy Director, Foundation for Strategic Research
- **Masao Tomonaga** Honorary Director, Japan Red Cross Atomic Bomb Hospital in  
Nagasaki
- **Noboru Yamaguchi** Vice President, International University of Japan / Advisor, The  
Sasakawa Peace Foundation

**Note:** Ambassador Dr. Mahmoud Karem was not able to participate in the second meeting due to official affairs. Given to his absence at the finalizing process, he is not fully associated with this recommendation. However, his general agreement to this recommendation remains within his intention to participate in the next round of the meeting in 2018 Japanese fiscal year.

## 1. 「分断された世界のための共通目標の摸索」（現状認識）

1. 核軍縮における2つ潮流の対立がより先鋭になつた結果、異なる立場の国々が重要な事項について有意義なやり取りができるなくなっている；①戦略環境の悪化により、一部の国は核抑止が安全保証と安全保障との信念の下、核抑止への依存を改めて確認している。②一方、他の国や被爆者を含む市民社会は、核兵器禁止条約の採択に見られる様に、核兵器使用の悲惨な人道的結果へのリスクへの深い懸念から、核兵器の即時の廃絶を追求している。

2. 核軍縮をめぐる停滞は維持できるものではなく、核の秩序が崩壊することはどの国にとっても利益とはならない。NPT（核兵器不拡散条約）第6条に基づいて国際的な安全保障環境を改善しながら「核兵器のない世界」を追求することが共通の利益。国際社会は立場の違いを狭め、無くすために、共通の基盤を見出すべく、議論における礼節を取り戻し、多様な意見を尊重する必要がある。
3. 各国は直ちにII章に記されている橋渡しの措置に取り組まなければならない。これらは、NPTの今次運用検討プロセスにおいて、同プロセスの実施の促進と、異なるアプローチを収斂させるための基盤を創出する観点から、核軍縮・不拡散を活性化するため有必要。

### ●核軍縮・不拡散体制を維持するための前提

4. 73年の不使用の実行に裏打ちされた「核不使用の規範」は、あらゆる手段で維持されなければならない。
5. NPTは「核兵器のない世界」という共通の目標の前進に向け引き続き中心的な存在。
6. NPTを維持するため、全ての加盟国は究極的な核廃絶に向けた共同のコミットメントと過去の運用検討プロセスにおける合意を実現させなければならない。また、中東非大量破壊兵器地帯に関する会議が、中東の全ての国の出席を得て早期に開催されるべく、全ての関係するNPT加盟国及び国連が取り組まなければならない。
7. CTBT（包括的核実験禁止条約）は「核実験の不実行の規範」の強化及び軍縮・不拡散にとり不可欠な役割。付属書IIの国々の遅滞のない署名/批准及び実験の不実施と、検証メカニズムの有効性等の維持に向け更なる取組を求める。
8. 米露の軍備管理の枠組みは国際の核軍備及び脅威の削減の基礎。両者は核戦力の更なる削減に向けた枠組みの再構築に努力すべき。最も喫緊の課題は、新START条約（新戦略兵器削減条約）の5年延長。
9. JCPOA（イランに関する包括的共同作業計画）を全ての関係国が完全に遵守することは核不拡散レジームの一體性にとり不可欠。
10. 北朝鮮の核・弾道ミサイル開発の危機による懸念が結末には防止されなければならない。全ての当事者は、本件の平和的解決及び完全に検証可能な不可逆的な朝鮮半島の非核化に向けあらゆる努力をしなければならない。

## II. 「橋渡しの取組」

11. 橋渡しの取組は、核廃絶を実現するための明確で共通のビジョンを見出すものでなければならない。橋渡し役は、アプローチの対立を生んでいる本質的な事柄についての議題を検討すべき。特に、NPTの目的に対する核兵器国及び非核兵器国による共通のコミットメントは、橋渡しにとり有益な出発点。賛人会議は、政府と市民社会が協力し効果的な役割を果たせるとの認識の下、以下の取組を提言する。

### ● NPT運用検討プロセスの実施の強化

12. 全締約国は、ステートメントや現実的・実践的な提案を通じて、条約への当事者意識を示さなければならない。これらは、報告、橋渡しの提案や、次の運用検討サイクルで実施される無条件の自発的な取り組み等が考えられる。

13. NPTプロセスにおける国別報告は更に有効に活用できる。例えば、第3回準備委員会にて核兵器国による報告の後、他の加盟国や市民社会と双方向の議論をすることは有益。また、核兵器国が核軍縮に向けて想定する現実的・実践的な措置についての情報も有益。

14. 橋渡し役は核兵器国及び非核兵器国を巻き込み、①脅威の削減、リスクの削減、②核軍縮に伴う安全保障上の懸念への対処、③全ての国の間での信頼を促進するため、透明性を高める取り組みとその理解を促すための対話を発展させる取り組みを行うべき。この対話は核弾頭の削減、ドクトリン及び政策面の透明性といった具体的措置にも対応するものになり得る。

### ● 橋渡しの基盤としての信頼醸成措置

15. 核兵器国は、拡大抑止の下にある国々と協力の上で、国家安全保障政策における核兵器の役割を低減する方法を見出さなければならぬ。

16. 核兵器国は、安保理決議第984号に記されている、NPT上の非核兵器国と非核兵器地帯条約の加盟国への消極的安全保証に関するコミットメントを強化しなければならない。それができない国は理由を説明すべき。

### ● 黒なるアプローチを収斂するための基盤作り

#### (1) 核軍縮のための要素の特定

17. 現在、安全保障を促進し、検証と強制が可能な核軍縮について広く共有された理解はない。国際社会は、核軍縮を可能とするためにこの点を明確にするための課題に取り組むべき。

### (2) 核軍縮の監視、検証及び遵守のメカニズムの構築に向けた取組の強化

18. 検証メカニズムは核廃絶に向け必要なステップであり、プロセス自体が全ての国との間の信頼醸成に資する。

19. 核兵器の解体とその結果生じる軍事利用可能な核物質を監視・検証するための、信頼性と費用対効果が高く技術的に実現可能な方法の検討について、国際的に様々な取り組みが行われている。それらの取り組みが相互に協力し、成果がNPT運用検討プロセスに報告されるべき。

20. 全ての関係国により、NPT第1条及び第2条に反するような機微な情報の開示なしに検証活動を行うことが出来る可能性を確認するための技術的な研究が国連の下で実施されるべき。

21. 更に大きな課題は、各国に法的拘束力のある義務の遵守を保障する方策を作り又それに合意させること。各国が核軍縮が効果的で恒久的なものであるとの自信を持つため、メカニズムは迅速な強制を保障する必要がある。

22. 兵器用核物質（高濃縮ウラン及び兵器用プルトニウム）の管理は、軍縮にとり不可欠。各国は核兵器用核分裂性物質の生産を終了することが望まれ、生産を継続する国については終了できない理由を明らかにすることが望まれる。

23. 全ての国は以下に取り組むべき；①存在する軍事用核物質のストックについて最高基準の防護及び危機管理の保障、②以前兵器に使用されていた余剰核物質の不可逆で検証可能の廃棄のための、広く受け入れられた技術の開発に向けた協力。

24. 「核兵器のない世界」には、核物質についての生産を管理し、既に存在する物質の検証説明、核兵器製造のための使用についての適切な保障措置、不可逆で検証可能な廃棄についての、合意された法的拘束力のあるグローバルな体制が必要。

### (3) 安全保障と軍縮の関係に関する「困難な問題」に取り組む議題の設定

25. 核抑止の効用について国家の中及び間に根本的相違がある。核廃絶のために、相違を受け入れた上で調整すべき。核抑止は安定を促進する場合もあるとはいえ、長期的な国際安全保障にとり危険なものであり、全ての国はより良い長期的な解決策を模索せねばならない。

26. 当面全ての国は以下に取り組むべき；①核戦争に勝者は無く、戦われてはならないことの再確認、②議論に礼節を取り戻すこと。そのような礼節なしに協力はできない。

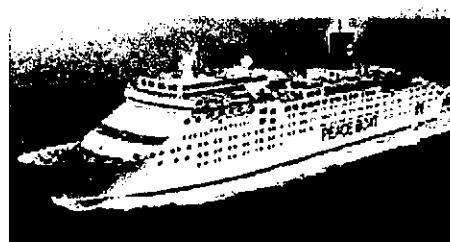
27. 加えて、核保有国は、以下に取り組むべき；①核戦争を遂行するドクトリンを控える、②核兵器使用の脅威を基礎とした威圧的行動を控える。

28. 橋渡しをする国は、以下を可能とする誠実な対話の場を立ち上げるべき；  
①効果的な措置やベンチマークを伴う核軍縮のプロセスや枠組み創出の追求、  
②全ての国とのための共通の基盤を作るため、以下に対応する「困難な問題」を含む議題の設定；(1)自衛権に関する問題（国家存立に關わる究極的な状況において、国際人道法を勘案し、核兵器の人の道的結果や文民・非戦闘員及び環境を考慮した上で、限定的な核による威嚇や核使用の可能性について）、(2)国際の平和と安全を保持しながら「核兵器のない世界」を実現していくにあたって、  
③核軍縮が直面している究極のジレンマの解決の追求（全ての国の安全を保障しながらレジームの下での義務の遵守と適時の軍縮の強制を両立させる方法）。



# 核兵器禁止条約を生かすために

2018.5  
川崎哲



## 経過

2010.4 赤十字国際委員会(ICRC)の声明

5 NPT再検討会議、核兵器禁止条約に留意

2012.5 核の非人道性に関する共同声明(16カ国)

2013.3 核の非人道性に関するオスロ会議

10 日本、非人道性共同声明に参加

2014.2 核の非人道性に関するナジャリット会議

12 核の非人道性に関するウィーン会議

2015.1 人道の誓約

5 NPT再検討会議、禁止条約を議論

2016.2~8 禁止条約に関する国連作業部会

12 禁止交渉開始のための国連決議71/258

# 前文

- ・国連憲章の原則
- ・核がもたらす破滅的な人道上の結末／リスク
- ・倫理上の要請
- ・ヒバクシャと核実験被害者が受けた苦しみ
- ・先住民族への影響、女性への影響
- ・国際人道法の原則
- ・いかなる核の使用も国際人道法に違反し、人道の諸原則・公共の良心に反する
- ・核軍縮の遅さと核兵器に依存した軍事政策を憂慮
- ・NPT(礎石)とCTBT(・検証)の重要性
- ・平和軍縮教育
- ・赤十字、NGO、宗教者、議員、ヒバクシャの役割

## 第1条(禁止)

締約国は、いかなる場合も以下のことを行わない

- a) 核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵
- b, c) 核兵器やその管理の移譲(直接、間接)
- d) 核兵器の使用、使用するとの威嚇
- e, f) これらの行為をいかなる形でも援助、奨励、勧誘すること
- g) 自国内に配置、設置、配備

## 第2条(申告)、第3条(保障措置)、 第4条(核兵器の完全廃棄)

### 第2条(申告)

核を「持っていたが廃棄した」か、「持っている」か、  
「他国の核を置いている」か30日以内に申告

### 第3条(保障措置)

IAEA保障措置(包括的保障措置)を最低限維持

### 第4条(廃棄)

- ・「持っていたが廃棄した」国→検証
- ・「持っている」国→廃棄プランを策定、実施・検証
- ・「他の国に核を置いている」国→速やかに撤去
- ・定期報告義務
- ・国際機関(international authority or authorities)

## 第6条(被害者援助と環境回復)

### 第5条(国内履行措置)

### 第6条(被害者援助と環境回復)

- ・核兵器の使用・実験で被害を受けた人々に医療的・社会的・経済的援助を行う義務
- ・核兵器の使用・実験に関連する活動で汚染された環境を回復する義務

### 第7条(国際協力と援助)

核兵器を使用・実験した国の援助責任

# 制度的取り決め

第8条 締約国会議、再検討会議

・検証可能、不可逆的、時間枠をもった核廃棄に関する措置(議定書)

・非締約国、市民社会もオブザーバーとして招待される  
第9条(費用)、第10条(改正)、第11条(紛争の解決)

第12条(普遍化)

第13～14条 署名 2017年9月20日から

第15条 発効 50カ国

第16条 留保 なし

第17条 脱退 12カ月前。武力紛争時は義務残る

第18条 他の条約との関係

この条約の義務と矛盾しない限り他条約を害せず

第19条 寄託者、第20条 正本

## 今後の課題

第1の課題

署名・批准の促進 →50カ国で発効/被爆者の役割

第2の課題

核兵器禁止条約の存在についての広報、教育

第3の課題

核の傘下国の核政策 核使用・威嚇の「援助、奨励」

第4の課題

将来的加入を視野に入れた関与 検証等精緻化

第5の課題

企業・金融機関への働きかけ

ベーリット・レイスアンデルセン・ノルウェー・ノーベル委員会委員長による  
ノーベル平和賞授与演説\*  
2017年12月10日

陛下、殿下、ノーベル平和賞受賞者代表の皆さん、閣下、来賓の皆さん、会場の皆さん、核兵器廃絶国際キャンペーン（I CAN）は2017年のノーベル平和賞を授与されました。ノルウェー・ノーベル委員会を代表して、I CANの受賞に祝福を申し上げます。

I CANの受賞は、あらゆる核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上の結末への注目を集め、核兵器を条約によって禁止するための革新的な努力をしてきたことに対するものです。I CANの努力は、核兵器を廃絶する過程に新たな機運をもたらしました。

今年の平和賞は、核兵器の拡散に反対し核軍縮を支持する努力に対して栄誉を与えるという伝統に従うものです。これまで12の平和賞が、全体としてあるいは部分的に、この種の平和活動に対して与えられてきました。最初の賞は1959年にフィリップ・ノエルベーカー氏に、もっとも最近のものは2009年にバラク・オバマ氏に与えられました。そして今年は、核兵器廃絶国際キャンペーン（I CAN）に与えられます。

1945年8月の2日にわたり、世界は初めて核兵器の恐ろしい破壊力を経験しました。広島と長崎への原爆投下は一瞬にして少なくとも14万人の命を奪いましたが、その大多数は一般市民でした。広島は完全に破壊され、長崎の大部分は廃墟と化しました。しかし、広島と長崎における死は、1945年8月に終わりませんでした。犠牲者数はその後の年月にわたり相当に増え続け、生存者たちは今日なお放射線の影響により苦しみ続けています。

広島と長崎の惨害は私たちに、核兵器はきわめて危険で、一般市民に対して甚大な苦しみと死を押しつけるものであるがゆえに、絶対に再び使われてはいけないということを教えています。

今日の核兵器は、1945年に日本に落とされた爆弾よりもはるかに大きな破壊力を有しています。核戦争が起きれば何百万人の人々が殺され、この地球の大部分の気候や環境を劇的に変動させ、人類がこれまでまったく経験してこなかった形で社会を不安定化させます。限定的核戦争という考え方には幻想です。

核兵器は、軍事目標と民間目標を区別しません。戦争において使われれば、一般市民に対して不釣り合いな形で被害をもたらし、甚大で不必要的苦しみを押しつけます。核攻撃による破滅的な影響の中にあっては、一般市民が自らを守ることは事実上不可能です。それゆえ、核兵器の使用は、あるいは核兵器を使用するとの威嚇さえも、人道的、道徳的、法的見地を含め、いかなる見地からも受け入れがたいものです。

---

\* これはピースボートによる非公式訳であり、英語の原文（以下のリンク）の著作権は  
© THE NOBEL FOUNDATION, STOCKHOLM, 2017 にある。  
[https://www.nobelprize.org/nobel\\_prizes/peace/laureates/2017/presentation-speech.html](https://www.nobelprize.org/nobel_prizes/peace/laureates/2017/presentation-speech.html)

これらすべてにかかわらず、世界的な軍事力のバランスが核兵器によって維持されていることもまた事実です。この恐怖の均衡の論理は、核兵器は抑止力となり何者も核武装した国家を攻撃しようとは考えないだろうとの主張の上に成り立っています。このような抑止効果はとても強力で、それのみが過去70年間にわたり核保有国間の戦争を防止してきたと言われています。このような経験に依拠した想定は、大いに論争の余地のあるところです。抑止がその計画通りに機能してきたと確証をもって主張することはできません。また核抑止は、核兵器を実際に使うという確かな威嚇を必要とします。核兵器は、必要とあらば配備できるがゆえに、存在するのです。

これまで数多くの国際協定や条約が核兵器の保有や開発を制限してきました。その中でもっとも重要なのが核不拡散条約（NPT）です。軍縮と軍備管理を定めているすべての条約、協定、国際法的文書を完全に理解するには、相当な軍事的また政治的洞察が必要です。その政治的討議を支配しているのは、大国や強力な同盟の見解です。

I CANは、そのように確立された秩序に対して抗議するものとして登場しました。核兵器の問題は、政府によってのみ対処される問題でもなければ、専門家や高位の政治家たちのための問題でもありません。核兵器はすべての人々に関わる問題であり、すべての人たちが意見を述べる権利を持っています。I CANは、普通の人たちによる核兵器反対運動への新たな関与を引き起こすことに成功しました。I CANという頭文字は、おそらく偶然の一致ではないでしょう。I CAN、すなわち「私にはできる」のです。

I CANの主要なメッセージは、核兵器が存在する限り世界は安全ではありえないというものです。このメッセージは、核戦争の脅威はこれまでの長い過去よりも今大きくなっている——とりわけ北朝鮮の状況ゆえに——と考える何百万人の人々と共鳴します。

I CANのもう一つの主要な懸念事項は、核兵器の問題に対処する現在の国際法秩序が不十分であるということです。

1970年のNPT発効は、歴史的に画期的な前進でした。それは、米国、ソ連、イギリス、フランス、中国というその時の核保有国に、核兵器を保有する法的権利を持つ国としての公式の地位を与えました。他のすべての国は、この条約に加入することによって、核兵器を取得しないと誓約しました。その代わりに、法的に認知された核兵器国は核軍縮に向けた誠実な交渉を開始することを約束しました。この二つの誓約がNPTの一番の中核をなしており、この条約が正当性を保つためにはその両面が全うされなければなりません。

皆さん、核兵器国はNPTにおいて行った核軍縮の公約を限定的にしか全うしてこなかつたと言って過言ではありません。2000年のNPT再検討会議が「核軍縮に向けて保有核兵器を完全廃棄するという核兵器国による明確な約束」を呼びかけていることを思い出してください。国際法の観点からいえば、法的に認知された5核兵器国とその同盟国は、軍縮と核兵器のない世界の達成に寄与する責任を受けたはずです。もし、そこで意図されたとおりに核軍縮が実行に移されていたなら、条約によって核兵器を禁止しようというI CANの闘いは必要だったでしょう。核軍縮の前進が不足していたことこそが、国際法上の新しいイニシアティブと約束によってNPTを補完する必要性を生んだのです。

NPTは、同条約に加入した国にだけ適用されます。インド、パキスタン、イスラエルはいずれも核兵器を保有していますが、NPTには参加していません。さらに、今日までに6回の核爆発実験を実施した北朝鮮は、NPTを脱退しました。世界的な核軍縮が起きるためには、これらの国々も参加しなければなりません。しかしこれらの国々は、1970年以前に核兵器を取得した5カ国と同じ権利を有すると主張しています。法的に認知された5核兵器国の方は、これら他国による核保有を、自らがNPT下で負っている核軍縮の要請に従うことができない理由の一つに挙げています。このような悪循環を断つこそこそ、ICANが普遍的な条約によって核兵器を禁止することを提唱した狙いの一つなのです。

ICANは、核軍縮の前進が不足していることを、現実政治上のやむをえないことであるとはみなしません。ICANの前提は人道的なものであり、いかなる核兵器の使用も受け入れがたい人道上の苦しみをもたらすと主張しています。拘束力ある国際的な禁止条約がすでに化学兵器と生物兵器、地雷とクラスター爆弾について確立されています。それはまさに、これらの兵器が一般市民に押しつける受け入れがたい危害と苦しみゆえにです。これらの兵器よりもはるかに危険な核兵器が同様の国際法上の禁止の対象にならないというのは、常識に反しています。

このような法的不備を指摘することが、核兵器禁止条約への道における最初の決定的な一步でした。もう一つの重要な一步は、2014年12月にオーストリア政府が主導した「人道の誓約」でした。この誓約は、核兵器に汚名を着せ、これを禁止し廃絶しようという国家による自発的公約です。ICANは「人道の誓約」に幅広い国際的な支持を集めるために決然と取り組みました。今日までにこの誓約に127カ国が署名しています。

ICANはまた、国際的に法的拘束力ある核兵器禁止を作り上げる努力の推進力となりました。2017年7月7日、条約の最終草案は国連加盟129カ国（ママ。訳注：実際は122カ国）によって支持されました。核兵器禁止条約はこの秋署名のために開放され、これまでに56カ国が署名しました。50以上の国が批准したときにこの条約は署名国を拘束する国際法になります。

ICANは、1985年にノーベル平和賞を受賞した核戦争防止国際医師会議（IPPNW）のイニシアティブによって2007年に設立された、若い組織です。ICANは、100カ国以上468団体のNGOによる緩やかな連合体です。ICANは見事にも、これほど多くの異なる団体を共通の目標の下で結束させ、核兵器は安全をもたらすどころか安全を失わせるのだということを数百万人の人々に伝え、納得させてきました。

今年の平和賞をICANに授与するにあたって、ノルウェー・ノーベル委員会は、人類の利益に資するこのような特筆すべき努力を称えたいと思います。

ノーベル委員会は、核兵器の国際的禁止は、核兵器のない世界への道における重要な、おそらく決定的な一步になると考えます。そのような目標は、アルフレッド・ノーベルの遺志の核心に完全に一致するものです。

皆さん、I C A Nによる世界的な核兵器禁止への支持は、論争のないところとはいえない。私たちには、核兵器禁止条約には強力な反対者がいるということを認識しなければなりません。しかし、核兵器を禁止し廃絶するという考え方には、ナインズなものでもなければ新しいものでもありません。1946年にすでに、国連総会の第一号決議において、国連は核軍縮と国際的な核兵器管理レジームを呼びかけていたのです。

1986年のレイキャビク首脳会談においてミハイル・ゴルバチョフ氏とロナルド・レーガン氏は、両超大国間で進む核軍備競争を止めようとして、すべての長距離核ミサイルを廃絶するという合意を結びかけるところまで来ました。その一年半前、レーガン大統領は米国とソ連の人々に直接次のように語りかけました。

「核戦争に勝者はいません。ゆえに核戦争を決してしてはなりません。我ら2カ国が核兵器を保有する唯一の価値は、それらが決して使われないことを保つことです。しかし、だとするなら、核兵器を全部止めてしまう方がよいのではないか」

今日、このビジョンを支持することがかつてないほど重要になっています。この地球社会は、責任ある国家元首なら再び核攻撃を指示することはないと強く期待するかもしれません。それでも、それが起こらないという保証はありません。たとえ国際法上の約束があったとしても、核武装国に無責任な指導者が現れて深刻な軍事紛争に制御不能な形で入り込んでいくことはあります。

結局のところ、核兵器は人間によって制御されています。進んだ安全メカニズムや制御システムがあったとしても、技術的または人的な誤りは起こります。そしてそれは、破滅的な結果につながるおそれがあるのです。核兵器保有国の制御システムがある日、敵対的国家やテロリスト、過激主義者らのためにハッカーによって破壊されがないこと、言い切れるでしょうか。

つまるところ、核兵器はあまりに危険であるがゆえに、唯一の責任ある行動とは核兵器を除去し廃棄することなのです。

多くの人々は、核兵器のない世界というビジョン、いわゆるグローバル・ゼロは、ユートピア的であり無責任ですらあると思っています。

同じような主張がかつて、生物兵器や化学兵器またクラスター爆弾や地雷を禁止する条約に反対するために言われました。それでも、これらの禁止条約は現実のものとなり、結果としてこれらの兵器はまったく主流ではなくなりました。これらの兵器を使うことはタブーとなつたのです。

皆さん、ノルウェー・ノーベル委員会は、核兵器の軍縮が今申し上げた他の種類の兵器の軍縮に比べてはるかに大きな課題を伴うものであることを理解しています。しかし、核兵器国がN P Tの下で核軍縮をすると誓約したことは、否定することのできない事実です。これこそが、この条約の究極の目的です。I C A Nは、その取り組みを通じて、核兵器国との誓約は真の義務を伴うものであることを彼らに想起させています。今こそ、それを全うすべき時なのです。

フィリップ・ノエルベーカー氏は、1959年のノーベル平和賞受賞講演において、完全なる核軍縮は現実世界において達成できないという広く支持された意見に異議を唱えました。彼は、もう一人のノーベル平和賞受賞者であるフリチョフ・ナンセン氏を引用してこう言いました。

「困難なことというのは、少し時間のかかることです。不可能なことというのは、さらにもう少し時間のかかることです」

I CANの人々は、ビジョンに向かってじっとしていない人々ですが、ナイーブな人たちではありません。I CANは、核武装国が核兵器を一晩でなくしてしまうことができないことを認識しています。それは、相互的で段階的な、検証可能な軍縮プロセスを通じて達成されなければなりません。それでも、I CANとノルウェー・ノーベル委員会は、国際的な核兵器の法的禁止が、幅広い人々の関与と共に、すべての核武装国に圧力をかけ軍縮プロセスを促進することを期待しています。

皆さん、本日この壇上に、お二人の方がいらっしゃいます。それぞれに卓越した形で、I CANの運動を代表されるお二人です。

サーロ一節子さん、あなたは13歳の時に広島で原爆投下を体験されました。あなたは、1945年8月6日に何が起きたかを証言することに人生を捧げてこられました。あなたは、あなたの街にもたらされた苦しみ、恐れと死について語ることを自らの使命とされています。小さい子どもたち、その親たち、兄弟姉妹や同級生、祖父母たち、誰一人容赦なく、殺されていきました。あなたは、このような形で戦争がなされてはならない、これは再び起こってはいけないと語っておられます。あなたは、私たちがこれを忘れる許しません。

ペアトリス・フィンさん、あなたはI CANの事務局長として、多くの異なる団体や関係グループを共通の目標の下で結束させるという困難な課題に取り組んでこられました。あなたは、通常のキャリアを捨て自らの時間と技量のすべてを平和な世界を達成するための活動に捧げている大勢の理想主義者たちの傑出した代表者です。

あなた方を私たちの来賓としてここにお迎えするのは誠に光栄なことです。私たちは、あなた方がなさっている活動への心からの深い感謝を表明します。私たちはまた、あなた方が代表しているすべての個人および団体を賞賛いたします。

2017年のノーベル平和賞を核兵器廃絶国際キャンペーン（I CAN）に授与するとの決定は、アルフレッド・ノーベルの遺志に確固として基づくものです。彼の遺志は、平和賞を授与する際の三つの異なる基準を示しています。それは、国家間の友愛の促進、軍縮と軍備管理の前進、そして平和会議の開催と促進です。I CANは、精力的に、核軍縮の達成に向けて活動しています。I CANと国連加盟国の過半数は「人道の誓約」を支持することによって国家間の友愛に寄与してきました。そしてI CANは、国連における核兵器禁止条約交渉を刺激的で革新的な形で支持することによって、現代において国際平和会議と同等のものを実現するのに重要な役割を果たしてきました。

終わりに、ローマ教皇フランシスコ様の最近のお言葉を引用いたします。「大量破壊兵器、とりわけ核兵器は、偽りの安全しか作りません。人類家族の平和的共存の土台を築くものではないのです。それは、連帯の倫理に鼓舞されてこそ築かれるものなのです」

ノルウェー・ノーベル委員会はこの考えに賛同します。さらに私たちは、I C A Nが過去一年、誰よりもまして、核兵器のない世界を達成する努力に新たな方向性と新たな活力を与えたということを確信しています。

ありがとうございました。